

法 律

特許法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年五月十四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第四十一号

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法昭和三十四年法律第二百一十一号の一部を次のように改正する。

目次中(第六十四条・第六十五条)を(第六十四條―第六十五條)に改める。

第九条及び第十四条中、「その取下げ」の下に「出願公開の請求」を加える。

第十七条の三中、「以内」の下に(出願公開の請求があつた後を除く)を加える。

第二十九条第一項第一号及び第二号中「日本国内」の下に「又は外国」を加え、同項第三号中「領布」を「領布」に改め、「発明」の下に「又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」を加える。

第三十条第一項中「発表し」の下に「電気通信回線を通じて発表し」を加え、「発明について」を「発明は」に、「特許出願をしたときは」を「その発明は、同項各号」を「した特許出願に係る発明について」の同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号」に改め、同条第二項及び第三項中「発明について」を「発明も」に、「特許出願をしたときも」を「した特許出願に係る発明について」の同条第一項及び第二項の規定の適用については「に改め、同条第四項中「特許出願に係る発明について」を削り、「その特許出願に係る」を「第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた」に、「規定する」を「の規定の適用を受けることができる」に改める。

第四十四条に次の一項を加える。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類であつて、新たな特許出願について第三十条第四項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(前条第三項において準用する場合を含む)の規定により提出しなければならぬものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第四十六条第一項に次のただし書を加える。
ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。
第四十六条第二項中「七年」を「三年」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。
第四十八条の三第一項中「七年」を「三年」に改める。

次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。
第六十四条次に次の二条を加える。
(出願公開の請求)
第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。
一 その特許出願が出願公開されている場合
二 その特許出願が第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴つた特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む)に規定する書類及び第四十三条第五項(第四十三条の二第三項において準用する場合を含む)に規定する書面に特許庁長官に提出されていなければならないもの場合
三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六条の二第二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていなければならないもの場合
2 出願公開の請求は、取り下げることができない。

第六十四条の三 出願公開の請求をしようとする特許出願人は、次に掲げる事項を記載した請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 出願公開の請求に係る特許出願の表示
第六十五条第五項中「、第四百四条及び第五百条」を「及び第四百四条から第五百条の二まで」に改める。
第六十七条第二項中「一年以上でなかつた」を「できない期間があつた」に改める。
第六十七条の二第二項第三号中「一年以上」を削り、同条第三項中「満了前六月以後を満了後」に改め、同条第六項中「事項」の下に、並びにその出願の番号及び年月日」を加え、同条の次に次の一条を加える。
第六十七条の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 特許番号
三 第六十七条第二項の政令で定める処分
2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。
3 第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

第六十七條の三第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「前条第四項」を「第六十七條の二第四項」に改め、同項を同項第五号とし、同条第三項中「前項の査定」を「特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決」に改め、同条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五

号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日
第七十一条第三項を次のように改める。

3 第三百三十一條第一項及び第二項本文、第三百三十二條第一項及び第二項、第三百三十三條、第三百三十四條の二、第三百三十四條第一項、第三百三十五條、第三百三十五條、第三百三十六條第一項及び第二項、第三百三十七條第二項、第三百三十八條、第三百三十九條(第六号を除く)、第四百零四條から第四百零四條まで、第四百零四條の二第一項及び第三項から第五項まで、第四百零五條第二項から第五項まで、第四百零六條、第四百零七條第一項及び第二項、第四百零七條第一項から第五項まで、第四百零八條から第四百零九條第一項、第四百一十條及び第四百一十條の二第一項の判定に準用する。この場合において、第四百一十條中「審決」とあるのは、「決定」と、第四百一十條第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは、「判定の審判」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第四百一十條中「第四百一十七條」とあるのは、第四百一十七條第一項及び第二項」と、第四百一十五條第一項中「審決が確定するまで」とあるのは「判定の謄本が送達されるまで」と読み替へるものとする。

第七十一条に次の一項を加える。
4 前項において読み替へて準用する第三百三十五條の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。
第七十一条の次に次の一条を加える。
第七十一条の二 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。
2 第三百三十六條第一項及び第二項、第三百三十七條第二項並びに第三百三十八條の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。

第七十一条の次に次の一条を加える。
第七十一条の二 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。
2 第三百三十六條第一項及び第二項、第三百三十七條第二項並びに第三百三十八條の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。